

○追手門学院大学体育・スポーツ施設運営管理細則

昭和43年5月20日

制定

第1条 追手門学院大学体育・スポーツ施設（以下「体育施設」という。）の運営管理については、この細則の定めるところによる。

第2条 体育施設は、追手門学院大学体育・スポーツ施設規程第1条に規定する目的を達成するために、有効かつ適正に運営管理されなければならない。

第3条 体育施設の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 体育館、第1グラウンド、第2グラウンド、テニスコート、多目的練習場、洋弓場は、平日、土曜日とも午前9時から午後8時までとする。
- (2) トレーニングセンターは、平日午前8時30分から午後8時30分まで、土曜日は午前9時から午後6時30分までとする。

2 体育領域長（以下「領域長」という。）及び学生支援課は、必要があると認めたときは、使用時間の一部を変更することができる。

第4条 体育施設の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日
- (2) 年末、年始（12月29日から1月3日まで）
- (3) 学院創立記念日（5月29日）
- (4) その他、大学が定めた日及び期間

2 領域長及び学生支援課は、必要があると認めたときは、休日の使用を許可することができる。

第5条 体育施設の使用は、原則として正課体育の授業を優先する。ただし、正課体育の授業に差し支えないときは、課外活動、その他に使用することができる。

2 課外体育活動の使用割当については、領域長の指示に従わなければならない。

第6条 体育施設の使用を願い出るときは、その責任者は使用希望日の7日前までに所定の使用願に必要事項を記入の上、学生支援課に提出し、許可を得なければならない。

第7条 体育施設使用者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又は他の者にその一部若しくは全部を転貸してはならない。

第8条 使用者は、次の各号を遵守するほか、領域長の指示に従わなければならない。

- (1) 施設内の設備及び備品を無断で変更又は使用してはならない。
- (2) 施設内においては、喫煙又は飲食してはならない。

(3) 使用にあたっては、品位を旨とし清潔整頓に協力し、特に火気盗難に注意しなければならない。

第9条 領域長及び学生支援課は、使用者がこの細則に違反した場合、使用の許可を取り消すことができる。この場合、使用者は、与えた損害に対して賠償の責任を負わなければならない。

第10条 領域長及び学生支援課は、緊急の必要が生じた場合には、使用条件の変更又は使用の許可を取り消すことがある。

2 体育施設に係る室内においては、土足は厳禁し、違反者は、使用を取り消す。

第11条 使用者は、その使用を終わったとき、又はその使用を停止されたときは、必ず使用場所を原状に復して返還しなければならない。

第12条 使用者が施設及び備品を破損したときは、この細則の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

第13条 体育施設使用に関する事項、保安及び風紀に関する事項その他管理上必要な細部事項などは、領域長及び学生支援課がこれを定める。

第14条 この細則に関する事務は、学生支援課の所管とする。

第15条 この細則の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、昭和43年5月20日から施行する。

附 則

この細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2020年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、2020年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、2022年4月1日から施行する。